

岩手県告示第422号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成30年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
一関市	当該市町村で定める場所	平成30年7月2日（午後）から同月6日（午前）まで及び 平成30年7月9日（午後）から同月13日（午前）まで
金ヶ崎町	〃	平成30年7月19日
平泉町	〃	平成30年7月20日
陸前高田市	〃	平成30年7月23日（午後）から同月27日（午前）まで
大船渡市	〃	平成30年7月30日（午後）から同年8月3日まで
住田町	〃	平成30年8月7日（午後）から同月8日（午前）まで
奥州市	〃	平成30年9月3日（午後）から同月7日（午前）まで、平 成30年9月11日（午後）から同月13日まで及び平成30年9 月18日（午後）から同月20日まで

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター